令和6年度ガストロノミーツーリズム推進事業業務委託企画提案募集要領

静岡県内の意欲ある生産者、料理人、事業者、市町、観光協会、DMOなどと連携し、地域ならではの食と食文化を活かした観光サービスの創出と情報発信を行うことで、食を目的とした国内外からの誘客を促進するため、ガストロノミーツーリズム推進事業業務委託の企画提案を公募し、同事業の委託先を選定する。

1 募集概要

- (1)業務名 令和6年度ガストロノミーツーリズム推進事業業務委託
- (2) 契約者 静岡県知事
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 2 募集業務の内容のとおり
- (5) 委託期間 契約日から令和7年3月25日(火)まで
- (6) 契約限度額 21,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)
- (7) 採用予定件数 1件

2 募集業務の内容

静岡県では、ガストロノミーツーリズムのブランドコンセプト「美味ららら」を策定し、情報発信ツール(LP、動画、ポスター等)の制作やプロモーション活動を行っている。また、料理人、生産者、事業者など多様な関係者の連携強化のためのネットワーク組織「ガストロノミーツーリズムフォーラム」(以下、「フォーラム」とする。)を立ち上げ、地域ならではの食と食文化を活かした観光サービスの創出を目指している。

令和6年度は、フォーラムを活用した食の観光コンテンツの造成を支援するとともに、ブランドコンセプト「美味ららら」に基づいた本県のガストロノミーツーリズムの魅力を発信することで、食を目的とした国内外からの誘客を促進するため、以下の業務を実施する。

(1) フォーラムの運営

以下の業務を行うことにより、フォーラムを活用した4つ以上の観光コンテンツの造成を支援する。

- ア 月 2 回程度、フォーラム会員に提供する情報(県のガストロノミーツーリズムに関する取組、他県や世界的な観光トピックス、フォーラム会員の取組等)の収集と文案を作成し、メール及び LINE にて配信する。
- イ フォーラム会員の取組情報を、静岡県マーケティング課が所管する「食の都情報センター」のホームページ内に掲載する。
- ウ 地域の特色を活かし、ストーリー性のある旅行商品・コンテンツを造成するワーク ショップ及びマッチング会を開催する。
- エ 先進事例の紹介、フォーラムの活動、フォーラム会員の取組等の事例発表会を開催する。
- オ 会員の募集及び会員の WEB 申込における申請管理を行う。
- カーその他フォーラム会員の連携強化を図るイベント等を実施する。

<u>具体的なワークショップ・マッチング会・事例発表会の手法について、企画提案書に記</u>載すること。

(2) プロモーションの実施

制作した情報発信ツールを活用し、「美味ららら」のブランドのもと、以下のプロモーションを実施する。

ア 静岡県観光振興課が所管するランディングページ「静岡ガストロノミーツーリズム美味ららら」のコンテンツを追加・拡充するとともに、メディアに向けた発信を行う。

- イ 令和5年度に制作した35市町ポスターを活用したプロモーションを行う。
- ウ 静岡県観光協会が所管する静岡県観光公式サイト「ハローナビしずおか Blog」にガストロノミーツーリズム関連の記事を掲載する。
- エ その他、静岡県ガストロノミーツーリズムの発信を行う。

具体的なプロモーションの内容について、企画提案書に記載すること。

(3) コーディネーターの設置

地域の食や観光に精通し、フォーラム運営をサポートするコーディネーターを複数名 設置し、以下の業務を実施する。

- ア フォーラム会員の相談窓口として、知識や経験を元に提案、助言を行う。
- イ フォーラム会員が行う観光コンテンツ創出の伴走支援をする。
- ウ ワークショップ、マッチング会、事例発表会に関する調整を行う。
- エ 新たなフォーラム会員の掘り起こしを行う。
- オ その他フォーラム活動に関する提案を行う。

<u>コーディネーターの経歴や、過去の活動実績を企画提案書に記載すること。</u>

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人を対象とする。

なお、共同事業体(複数の法人からなる組織)による参加も可能とする。ただし、当該共同 事業体の各構成員が下記条件を全て満たしたうえで、代表となる法人を定めること。

- (1) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3)参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けていない者であること。
- (4)会社更生法 (平成 14年法律第 154号) に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法 (平成 11年法律第 225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」 という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者

をいう。)が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 応募手続

(1) 応募期間

令和6年4月22日(月)から令和6年5月15日(水)午後3時まで(必着)

(2) 応募方法

持参又は郵送により、必要書類(下記(4)参照)を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。(5月15日は午後3時まで)

(3) 提出先

後述の 11 提出先、問合せ先を参照

- (4) 必要書類及び必要部数
 - ア 企画提案書 (様式第1号) …7部 (正本1部、写し6部)
 - イ 提案者の概要書(様式第2号)…7部(")
 - ウ 業務計画書 (様式第3号または自由様式) …7部 (" ")
 - エ 見積書 (様式第4号) …7部 (")
 - オ 法人の登記簿謄本の原本 (履歴事項全部証明書) …1部
 - カ 事業概要等 (パンフレット等、応募者の事業概要が分かるもの) …1部 ※アからエまでの書類を1セットとし、セットごとにクリップ止めにすること。
- (5) 様式等の入手方法

下記からダウンロードすること。

「静岡県公式HP『ガストロノミーツーリズムの推進について』」

URL: https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/1043849. https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/1043849. https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/1043849. https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/1043849. https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kankosp

- (6) 応募に係る留意事項
 - ア 応募件数
 - 1者が応募する件数の上限は1件までとする。
 - イ 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しない。

ウ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

エ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を提出すること。

才 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。

カ 応募書類の取り扱い

提出された書類は、原則として、県に対する情報公開の対象文書となる。

キ 企画提案書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

(7) スケジュール

日程	内容
令和6年4月30日(火)	質問事項の受付終了
令和6年5月7日(火)	質問に対する回答
令和6年5月13日(月)	参加申込書の提出期限
令和6年5月15日(水)	企画提案書の提出期限
令和6年5月15日(水)~ 令和6年5月17日(金)	書面審査 (応募が5者を超えた場合)
令和6年5月17日(金)	ヒアリング審査対象者の選定・非選定通知
令和6年5月20日(月)	ヒアリング審査
令和6年5月21日(火)	選定結果の通知(予定)

5 参加申込書の提出

提案参加希望者は、参加申込書(様式第5号)を提出すること。参加申込書の提出がない 者の参加は認めない。

(1) 提出期限

令和6年5月13日(月)午後3時まで(必着)

(2) 提出方法

電子メールにて受け付ける。電子メールの着信は担当者に電話で確認すること。 電子メールの件名は「令和6年度ガストロノミーツーリズム推進事業業務委託に係る 参加申込書の提出について」とすること。

(3) 提出先

後述の 11 提出先、問合せ先を参照

なお、参加申込書の提出後、辞退を希望する者は、速やかに辞退届(様式第6号)を 4-(1) 応募期間」内に提出すること。

|6 質問の受付及び回答|

(1) 質問の受付

質問は、質問書(様式第7号)により行うものとし、電子メールにて受け付ける。なお、電子メールの着信は担当者に電話で確認すること。電子メールの件名は「令和6年度ガストロノミーツーリズム推進事業業務委託に係る質問書の提出について」とすること。

ア 受付期間:公募開始日から令和6年4月30日(火)正午まで

イ 提出先:11 提出先、問合せ先を参照

(2) 質問に対する回答

回答は、令和6年5月7日(月)までに、下記ホームページに掲載する。

「静岡県公式HP『ガストロノミーツーリズムの推進について』」

(URL:https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/1043849.html)

7 ヒアリング審査対象者の選定(書面審査)

企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、事務局による書面審査を行い、評価の上位 5者以内を、9 契約候補者の特定(ヒアリング審査)に示すヒアリング審査の対象者として 選定する。

ヒアリング審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和6年5月17日 (金)までに通知する。

企画提案書を提出した者のうち、ヒアリング審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面(非選定通知書)により令和6年5月17日(金)までに通知する。

なお、日程の関係上、通知は電子メールで行うため、確認漏れがないよう注意すること。

8 契約候補者の特定(ヒアリング審査)

ヒアリング審査対象者に選定された者を対象にヒアリング審査を実施し、契約候補者を特定する。ヒアリングでは表に掲げる評価項目に基づき評価のうえ、審査委員の協議により契約候補者として特定する。

ヒアリング審査は提案書により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、 事前に静岡県の了解を得た場合は、この限りでない。

(1) 実施日時

令和6年5月20日(月)午後(予定) 開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

(2) 実施場所

静岡県庁(静岡市葵区追手町9-6)又は県庁周辺会議室 (WEB会議室に変更する場合がある。詳細は別途通知する。)

(3) 所要時間

各提案者 25 分程度を予定 (プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分)。

(4) 出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

(5) 選定結果の通知

契約候補者に対しては、特定通知書によりヒアリング審査実施後、7日以内に通知する。

契約候補者に特定されなかった者 (7 ヒアリング審査対象者の選定(書面審査)) によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く) に対しては、特定されなかった旨を書面 (非特定通知書) によりヒアリング審査実施後、7日以内に通知する。

	(衣) 評価項目・評価基準	配点
1	業務方針	(25)
	(1) 業務目的・趣旨	
	業務内容を理解した上で、提案者独自の業務目的・趣旨を設定していると考えられるか。	10
	(2) 業務実施体制・スケジュール	
	事業を実施するに当たり十分な組織体制が整っているか。また、業務実施スケジュール は現実的であるか。	10
	(3)見積書	
	見積書の項目や内訳は妥当な積算か。	5
2	業務内容	(65)
	(1) フォーラムの運営	
	会員にとって有益な情報提供を提供に行えると考えられるか。	10
	ワークショップ・マッチング会・事例発表会の内容は、会員間(料理人や生産者、観光 事業者、大学関係者、メディア等)でのガストロノミーツーリズムの取組が進んでいく ために効果的だと考えられるか。	15
	(2) プロモーションの実施	
	各市町のポスターの活用は、興味関心を集めることや行動喚起を促すことが可能なものになっているか。	5
	LPに掲載するコンテンツ案は、本県のガストロノミーツーリズムの魅力を発信する上で効果的なものになっているか。	10
	本県のガストロノミーツーリズムの魅力が十分に伝わり、本県への来訪希望を抱かせる プロモーションの提案になっているか。	5
	(3) コーディネーターの設置	
	設置するコーディネーター及び相談窓口は、静岡県全体でガストロノミーツーリズムを 推進していくために適切な人材及び体制だと考えられるか。	20
3	業務実績	(10)
	本事業に類する事業に対し、十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を当 事業に活かされることが期待できるか。	10
	合計	100

9 契約の締結

(1) 契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。 仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終 的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を提出するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

労働関係法令等遵守の誓約書については、下記ホームページを参照すること。

(URL: https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html)

10 その他

(1) 著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は県もしくは県が指定したものに無償譲渡するものとする。

- (2) 秘密保持等
 - ・静岡県個人情報保護条例(平成14年静岡県条例第58号)及び静岡県情報セキュリティ 基本方針に十分留意すること。
 - ・万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
 - ・秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。
- (3) 委託事業の成果品

ア 納品物

業務実施報告書 2部(印刷物および電子データ)

イ 提出期限

令和7年3月25日(火)

11 提出先、問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課観光振興班

住所:〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号(静岡県庁東館11階)

電話:054-221-3684

E-mail: kankou3@pref. shizuoka. lg. jp